

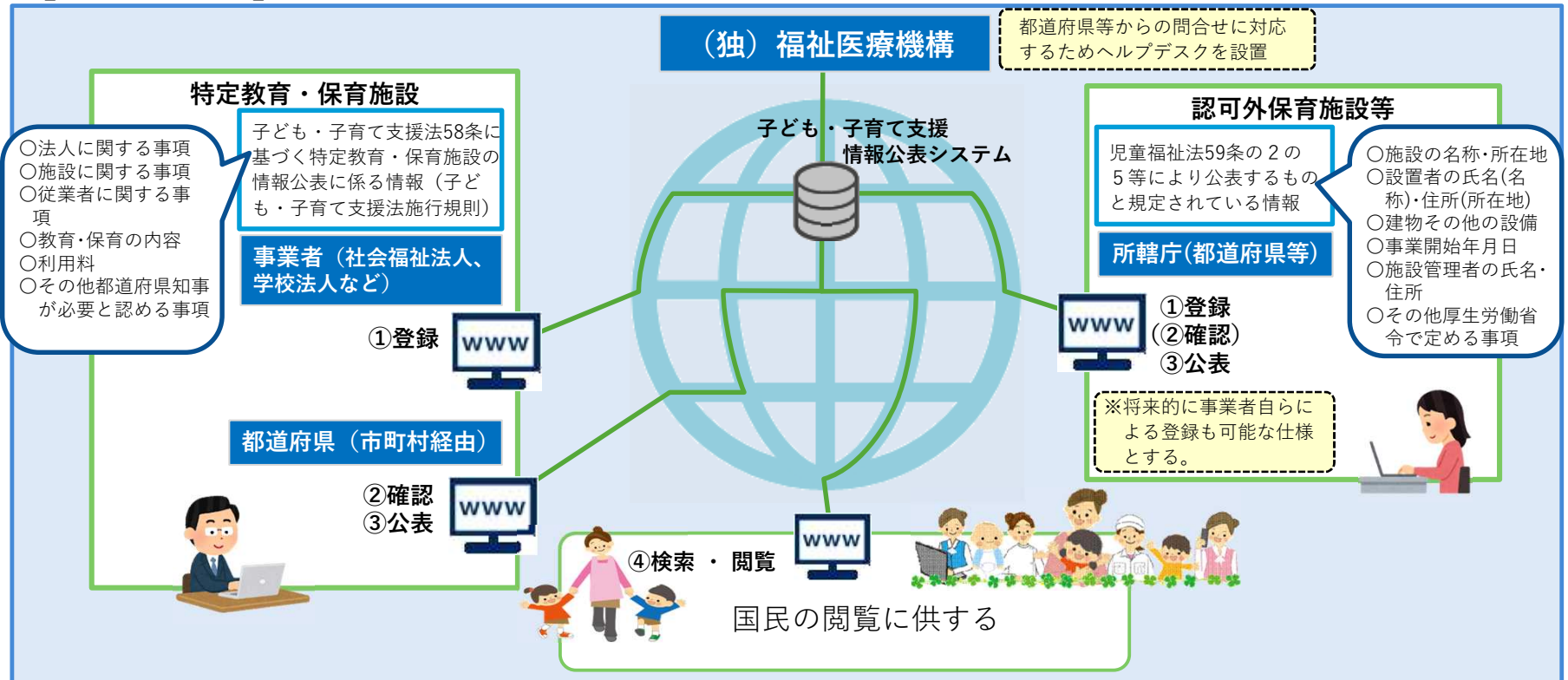
議 題（1）

子ども・子育て支援情報公表システム 「ここdeサーチ」改修について

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）について

- 子ども・子育て支援法第58条第1項に基づき、**特定教育・保育施設等は、教育・保育の内容及び当該施設等の運営状況に関する情報について、都道府県知事に報告しなければならない。**
- 同条第2項に基づき、**都道府県知事は、施設等からの報告された内容を公表しなければならない。**
- 施設等による報告から都道府県知事による公表までを、全国一律でインターネット上で実施するWebシステムとして、「**子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）**」を（独）福祉医療機構において運用している。（令和元年度にシステムを構築し、令和2年9月から一般公開を開始。）
- このシステムにおいては、**利用者の施設等の選択に資する情報を提供するため、インターネット上で検索・閲覧できる環境を構築している。**

【システム概要】



事業停止命令等に関する情報の自治体間での共有及び一般への公開の方法について

- 令和4年9月15日施行の改正児童福祉法において、ベビーシッターを含む認可外保育施設に対する事業停止命令等に関する情報の公開、自治体間での共有について規定。
- これを踏まえ、事業停止命令等に関する情報の自治体間での共有や一般への公開の方法について、指導監督指針を改正し、必要な事項を定めたところ（令和4年9月14日改正）。
- 現在、政府共通掲示板システム上で自治体間での共有を行っているが、令和6年度以降、(独)福祉医療機構の「ここdeサーチ」の各施設のページに、過去に事業停止命令等を受けたか否かの別、受けていた場合はその処分の内容等を追記するため、今年度中にシステム改修等を実施。本システム改修等を踏まえ、自治体間での共有及び一般への公開の方法について、必要な整理を実務を担う自治体に対し通知する。

自治体間の共有の方法

- ① 認可外保育施設に対する事業停止命令等を行った都道府県（指定都市、中核市、児童相談所設置市を含む以下同じ。）は、「ここdeサーチ」の処分を行った各認可外保育施設の施設ページに、その処分の内容等（※1）の情報を登録する。
（※1）「処分の内容等」は、処分を行った自治体、処分の種類、処分年月日とする。（指導監督指針 第4(3)自治体間の情報提供及び公表 に記載済）
- ② 各都道府県は必要に応じて、「ここdeサーチ」（※2）に掲載の情報を参照し、必要と判断した場合には、行政処分を行った都道府県に対して個別に詳細情報（※3）を照会する。
（※2）従来の政府共通NW/LGWAN 掲示板システム（バーチャルフォーラム/令和5年度末で終了予定）に掲載済であった、過去に行政処分を受けた事業者の情報についても「ここdeサーチ」に引き続き掲載する。
（※3）名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等の基本的な情報に加え、処分の要件に該当すると判断するに至った事実に係る情報。

一般への公開の方法

- 認可外保育施設に対する事業停止命令等を行った都道府県は、従前どおり、報道機関等を通じて、指導監督指針で示されている情報（名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等）を公表する。また、都道府県が公表する情報は、利用者の施設選択にあたって重要な情報であることから、地元市区町村に対し通知するとともに、可能な限りその内容を公表するよう要請する。
- 「ここdeサーチ」においても、個別施設の詳細ページにある「指導監督等実績」から事業停止命令、施設閉鎖命令の有無を確認可能。

ここdeサーチにおける公表画面（個別施設の詳細ページ）

公表画面の例（過去の事業停止命令・施設閉鎖命令の暦の有無「あり」の施設）

▲ 指導監督等実績

指導監督等実績	
前年度年次報告提出実績	なし
前年度監査実績（改善事項の有無）	なし
過去の事業停止命令・施設閉鎖命令の暦の有無	あり
行政処分歴（1）	
処分を行った自治体	〇〇県
処分の種類	事業停止命令
処分年月日	2023/08/31
行政処分歴（2）	
処分を行った自治体	■ ■ 市
処分の種類	施設閉鎖命令
処分年月日	2023/08/30
備考	

公表画面の例（過去の事業停止命令・施設閉鎖命令の暦の有無「なし」の施設）

指導監督等実績	
前年度年次報告提出実績	あり
前年度監査実績（改善事項の有無）	指摘事項あり
過去の事業停止命令・施設閉鎖命令の暦の有無	なし

②過去の事業停止命令・施設閉鎖命令の暦の有無が「なし」と表示されます

検索結果一覧画面における「休止」・「廃止」施設の表示について

1. 検索結果画面での表示イメージ（個人のベビーシッター〈※行政処分歴あり〉）

The screenshot shows a search results page for childcare facilities. At the top, there is a logo for 'ここdeサーチ' (Koko de Search) and a navigation bar with 'ホーム' (Home) and '検索結果' (Search Results). Below the navigation bar, there are three buttons: '地図から選択' (Select from map), '一覧から選択' (Select from list), and 'CSVファイルダウンロード' (Download CSV file). The main content area displays 4 items, with 1 to 4 items shown. The first two items are for 'テスト個人_過去に事業停止命令等を受けた者' (Test Individual - Pastly received business suspension orders). The first item is marked as '休止' (Suspended) and the second as '廃止' (Closed). Both items are for 'ベビーシッター (居宅訪問型保育)' (Nursery (Home visit type childcare)). The items show location information (香川県高松市), phone number (000-000-0000), and staff count (定員: 3人). A callout box points to the status labels '休止' and '廃止'.

施設名の横に
「休止」・「廃止」と表示されます

各施設ページにおける「休止」・「廃止」施設の表示について

2. 各施設ページでの表示イメージ（個人のベビーシッター <※行政処分歴あり>）

認可外 休止 テスト個人_過去に事業停止命令等を受けた者_
休止状態
(本施設の個別URLは[こちら](#))

住所
香川県高松市

交通手段 (最寄り駅)

電話 000-000-0000

事業開始日 2023/10/01

施設類型 ベビーシッター (居宅訪問型保育)

営業時間(平日)

営業時間(土曜)

営業時間(日祝日)

利用定員数(合計) 非公表

施設名の横に「休止」・「廃止」と表示されます

検索結果一覧画面における「休止」・「廃止」施設の表示について

1. 検索結果画面での表示イメージ（個人のベビーシッター以外＜※行政処分歴あり＞）

地図から選択 一覧から選択 地図移動時に再読み込み CSVファイルダウンロード ヘルプ

地図ピン色
認定こども園 幼稚園 保育所 小規模保育 家庭の保育 居宅訪問型保育 事業所内保育 認可外保育施設

地図 航空写真

1 認可外 休止 テスト_ベビーシッター以外
その他
千葉県銚子市三崎町2丁目2613テスト建物101
000-000-0000
テスト路線 テスト駅
09:00~10:00 11:00~12:00 13:00~14:00
定員: 3人

2 認可外 廃止 テスト_6人以上の施設
その他
千葉県銚子市三崎町2丁目2580-1テスト建物101
000-000-0000
テスト路線 テスト駅
09:00~10:00 11:00~12:00 13:00~14:00
定員: 21人

3 認可外 休止 テスト_ベビーシッター法人
ベビーシッター (居宅訪問型保育)
千葉県銚子市三崎町2丁目2607-2テスト建物101
000-000-0000
09:00~10:00 11:00~12:00 13:00~14:00
定員: 3人

施設名の横に
「休止」・「廃止」
と表示されます

各施設ページにおける「休止」・「廃止」施設の表示について

2. 各施設ページでの表示イメージ（個人のベビーシッター以外＜※行政処分歴あり＞）

施設名の横に
「休止」・「廃止」と表示されます

認可外 休止 **テスト_ベビーシッター以外** 公表者：千葉県 公表年月日:2023年10月24日

(本施設の個別URLは[こちら](#))

住所	〒288-0815 千葉県銚子市三崎町3丁目3テスト建物101
交通手段（最寄り駅）	
電話	000-000-0000
事業開始日	2023/10/17
施設類型	ベビーシッター（居宅訪問型保育）
営業時間（平日）	
営業時間（土曜）	
営業時間（日祝日）	
利用定員数（合計）	非公表



Google 地図データ ©2023 利用規約 地図の誤りを報告する

「全国施設CSVファイルダウンロード」でダウンロードできるCSVについて

ホーム ダウンロード

全国で公表されている全施設の情報 CSV ファイルにてご確認ください。
ダウンロードボタンをクリックすると、圧縮ファイル形式のファイル (ZIP) をダウンロードします。
※ファイル内の情報は昨日時点のものです。最新の情報と内容が異なる可能性があります。

ファイルサイズが大きいため、ダウンロードには時間がかかる場合があります。
また、モバイルデータ通信を使用すると追加料金が発生する場合があります。

①「ダウンロード」をクリックすると、施設一覧のCSVデータがダウンロード

ダウンロード

子ども・子育て支援情報公表システム システムログイン

はじめに 公表されているデータについて 全国施設CSVファイルダウンロード 利用規約 お問い合わせ

	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	A
1	指導監督基準適合証明書交付 (交付年月日)	営業状況	備考	建物構造	建物構造	建物形態	保育室_部	保育室_部	調理室_部	調理室_部	医務室_部	医務室_部	便所
2	2021/7/30	通常営業											
3	2020/10/2	休止											
4	2020/9/23	通常営業											
5	2019/6/10	通常営業											
6	2020/10/6	通常営業											
7	2015/3/6	通常営業											
8	2020/9/23	廃止											
9	2019/6/6	通常営業											

②行政処分を受けた認可外施設は、csvデータ内の項目「営業状況」において、改修後は「休止」または「廃止」という状態でcsvに含まれるようになる。
(現在は休止・廃止状態の施設はcsvに含まれません。)

デジタル規制改革推進の一括法案について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

2023年6月16日公布

趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(※)を踏まえ、**デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進**するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正を行う。

(※)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 代表的なアナログ規制7項目の見直し(①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪問覧・縦覧)
- フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化

改正のポイント

- I **将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが自律的かつ継続的に行われることを担保**するため、**見直しの基本方針や具体的な施策**について定める。
- II **一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直しを実現**するため、**①書面掲示規制**(※)及び**②フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制**について改正を行う。

(※) 7項目の規制の大部分は、政省令改正等により、法改正を要することなく見直しの実現が可能。法改正を行うものは、書面掲示規制が中心。

デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進に係る改正

デジタル社会形成基本法の改正

デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス(※1)

に関連する規定を措置 ※1 新規法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス

国の基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするため必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。

(本改正により、規制見直しの方向性を明確に定め、デジタル法制局のプロセス等を重点計画に明記)

デジタル技術の効果的な活用、テクノロジーマップ(※2)の公表・活用に関連する

規定を措置 ※2 デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を示したマップ

- ・ 国は、デジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするため必要な施策を講じなければならないこととする(地方公共団体は国に準じた努力義務)。
- ・ 内閣総理大臣(デジタル庁)は、規制の見直しに資する技術に関する情報(テクノロジーマップ等)について公表することとともに、国の行政機関等は当該情報を活用するよう努めなければならないこととする。

デジタル手続法の改正

(テクノロジーマップのイメージ)

①画像・データを遠隔で取得・提供 ②画像・データの転写・検索・評価を自動化・機械化 ③事象対応を自動化・機械化 ④検査周期を延長・短縮



記録媒体による申請等のオンライン化に係る改正

フロッピーディスク等の記録媒体による行政機関への申請等についてオンラインによる申請等を可能とするため、オンライン化を可能とする通則法であるデジタル手続法の適用範囲を拡大。

【現行】

フロッピーディスク等の記録媒体を提出することとされている手続にはデジタル手続法が適用されない
⇒ オンラインで行うことができず、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用義務

フロッピーディスク等の記録媒体の提出が必要



デジタル手続法の適用対象
= 同法によりオンライン可能

書面等

電磁的記録媒体
(フロッピーディスク等)

現行法令上オンライン不可

【改正後】

デジタル手続法の適用範囲を拡大し、フロッピーディスク等の記録媒体による手続についてもオンライン可能に

パソコン、スマートフォン等で手続が可能に



デジタル手続法の適用対象
= 同法によりオンライン可能

書面等

電磁的記録媒体
(フロッピーディスク等)

現行法令上オンライン不可

デジタル手続法の適用範囲を拡大

書面掲示規制の見直しに係る改正

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る。

標識、利用料金等の掲示

【現行】

事業所等での書面の掲示



【改正後】

インターネットによる閲覧を可能に



利用者保護や利便性、デジタルバйдへの配慮の観点から、書面による掲示も維持



※ 対応困難な一部の零細事業者等については、適宜除外を措置
(工程表において、将来に向けてデジタル化の取組をすすめていくことを明記)

公示送達

【現行】

掲示場等での書面の掲示



【改正後】

主務省令で定める方法(インターネットによる公表を想定)

利用者の利便性、デジタルバйдへの配慮の観点から、掲示場での書面の掲示も維持



認可外保育施設のサービス内容の掲示内容について、書面での掲示に加え、「ここdeサーチ」に掲載予定

行政機関が行うに当たっては、不明である場合に、一定期間、掲示(公示)をする制度

※ 2022年常会で民事訴訟法の公示送達についてデジタル化のための改正が行われており、今回の法案はこれを参考にしたもの

今後のスケジュール等

施行時期 原則として公布後1年以内(公示送達のデジタル化は、民事訴訟法の公示送達制度の見直しの施行時期を踏まえ、公布後3年以内)

(参考) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) (抄) 令和6年4月1日施行

書面及びインターネットに掲載することが義務付けられる事項

新	旧
<p>第59条の2の2 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項について、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に<u>掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 二 建物その他の設備の規模及び構造 三 その他内閣府令で定める事項 	<p>第59条の2の2 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に<u>掲示しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 二 建物その他の設備の規模及び構造 三 その他内閣府令で定める事項

※改正箇所の「内閣府令で定めるところにより」については、ここdeサーチに掲載する旨、児童福祉法施行規則を改正予定。

児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) (抄)

第49条の5 法第59条の2の2第3号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 事業を開始した年月日
- 三 開所している時間
- 四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- 五 入所定員
- 六 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- 七 法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設の設置者にあっては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況
- 八 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 九 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十 緊急時等における対応方法
- 十一 非常災害対策
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別